

## 認定事業再構築計画の内容の公表

### 1. 認定をした年月日

平成 23 年 9 月 7 日

### 2. 認定事業者名

日新製糖株式会社、新光製糖株式会社

### 3. 認定事業再構築計画の目標

#### (1) 事業再構築に係る事業の目標

日新製糖株式会社（以下「日新製糖」という。）及び新光製糖株式会社（以下「新光製糖」という。）の主力事業である精糖事業においては、我が国によるWTO（世界貿易機関）における農業交渉、FTA（自由貿易協定）・EPA（経済連携協定）締結交渉あるいはTPP（環太平洋パートナーシップ協定）参加協議など、精糖業界をめぐる国境措置低減の動き、並びに我が国の少子高齢化や甘味離れによる国内砂糖需要の漸減といった国内精糖事業に関する経営環境の変化が予測されている。

一方、海外では人口の増加に加え、新興国の経済発展による食生活の変化から、アジアを中心とした砂糖需要は伸び続けており、今後、海外市場での展開が求められる環境になりつつある。

こうした状況の下、国内の企業基盤を強化し、両社の経営資源を一体的に活用することで一層の企業価値向上を図ることを目的に、共同持株会社設立による経営統合を行う。

なお、日新製糖および新光製糖は、統合効果をより高めるために事業や組織の再編を進め、将来的には日新製糖、新光製糖、共同持株会社の早期の合併を目指す。

#### (2) 生産性の向上を示す数値目標

生産性の向上としては、生産効率の向上により設備投資を抑制することにより、平成 25 年度には平成 23 年度に比べて、有形固定資産回転率を 6.3% 向上させることを目標とする。

### 4. 認定事業再構築計画に係る事業再構築の内容

#### (1) 事業再構築に係る事業の内容

##### ①中核的事業

精製糖等の製造、販売

##### ②選定理由

日新製糖および新光製糖は、ともに多年にわたり精製糖等の製造・販売を行っており、さらに、本事業は経営統合後も売上比率や利益比率から見て新グループの収益の柱であり、中核的事業といえる。

##### ③事業再構築に係る事業の内容

日新製糖と新光製糖は、平成 23 年 10 月 3 日（予定）をもって、株式移転により共同持株会社（完全親会社）となる日新製糖ホールディングス株式会社（以下「日新製糖ホールディングス」という。）を設立する。

経営統合により、ブランドの統一、生産効率向上、危機管理体制強化、コスト削減、研究・開発力向上などを目指す。

（事業の構造の変更：株式移転による持株会社の設立）

＜株式移転により設立される会社＞

名称： 日新製糖ホールディングス株式会社

(英文名 Nissin Sugar Holdings Co., Ltd.)  
住所：東京都中央区日本橋小網町 14 番 1 号  
代表者：代表取締役会長 竹場 紀生  
代表取締役社長 橋口 洋一  
資本金：70 億円  
設立日：平成 23 年 10 月 3 日

＜株式移転を行う会社＞

名称：日新製糖株式会社  
住所：東京都中央区日本橋小網町 14 番 1 号  
代表者：代表取締役社長 住井 昌三  
資本金：70.04 億円（平成 23 年 3 月末時点）

名称：新光製糖株式会社  
住所：大阪市城東区今福西 6 丁目 8 番 19 号  
代表者：代表取締役社長 橋口 洋一  
資本金：14.95 億円（平成 23 年 3 月末時点）  
株式移転比率：日新製糖 1、新光製糖 2.27

#### （事業革新）

関東以北の市場に強い日新製糖と、関西の市場に強い新光製糖の、両社が持つ市場情報、商品開発ノウハウ、販売力等を総合的に利用することで、その土地の消費動向に則した新商品を迅速かつ継続的に開発・生産・販売する。

さらに、当該新商品等について、ブランドを消費者への浸透度の高い日新製糖の「カップ印」に統一し、両社の販売チャネルを利用して販売促進に注力していく。

こうした施策の展開により、平成 25 年度には当該新商品の売上高を当社の全売上高の 1.5% 以上とすることを目標とする。

#### （2）事業再構築を行う場所の住所

日新製糖ホールディングス株式会社  
東京都中央区日本橋小網町 14 番 1 号  
日新製糖株式会社  
東京都中央区日本橋小網町 14 番 1 号  
新光製糖株式会社  
大阪市城東区今福西 6 丁目 8 番 19 号

#### （3）関係事業者・外国関係法人

該当なし

#### （4）事業再構築を実施するための措置の内容

別表 1 のとおり

### 5. 事業再構築の開始時期及び終了時期

開始時期：平成 23 年 10 月  
終了時期：平成 26 年 3 月

### 6. 事業再構築に伴う労務に関する事項

（1）事業再構築の開始時期の従業員数（平成 23 年 3 月末時点）

日新製糖株式会社	126 名
新光製糖株式会社	68 名

- (2) 事業再構築の終了時期の従業員数
- |                  |      |
|------------------|------|
| 日新製糖ホールディングス株式会社 | 0名   |
| 日新製糖株式会社         | 139名 |
| 新光製糖株式会社         | 69名  |
- (3) 事業再構築に充てる予定の従業員数
- |                  |     |
|------------------|-----|
| 日新製糖ホールディングス株式会社 | 0名  |
| 日新製糖株式会社         | 99名 |
| 新光製糖株式会社         | 69名 |
- (4) (3)中、新規に採用される従業員数  
19名
- (5) 事業再構築に伴い出向または解雇される従業員数  
出向予定人員数 なし  
転籍予定人員数 なし  
解雇予定人員数 なし

別表1  
事業再構築の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
事業の構造の変更	<p>株式移転による中核的事業の開始、拡大又は能率の向上</p> <p>株式移転による持株会社の設立 &lt;株式移転により設立される会社&gt; 名称： 日新製糖ホールディングス株式会社 (英文名 Nissin Sugar Holdings Co., Ltd.) 住所： 東京都中央区日本橋小網町 14 番 1 号 代表者： 代表取締役会長 竹場 紀生 代表取締役社長 樋口 洋一 資本金： 70 億円 設立日： 平成 23 年 10 月 3 日</p> <p>&lt;株式移転を行う会社&gt; 名称： 日新製糖株式会社 住所： 東京都中央区日本橋小網町 14 番 1 号 代表者： 代表取締役社長 住井 昌三 資本金： 70.04 億円 (平成 23 年 3 月末時点)</p> <p>名称： 新光製糖株式会社 住所： 大阪市城東区今福西 6 丁目 8 番 19 号 代表者： 代表取締役社長 樋口 洋一 資本金： 14.95 億円 (平成 23 年 3 月末時点)</p> <p>株式移転比率： 日新製糖 1、新光製糖 2.27</p>	租税特別措置法第 80 条第 1 項第 1 号 (認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減)
事業革新	<p>第 2 条第 4 項第 2 号イ</p> <p>関東以北の市場に強い日新製糖と、関西の市場に強い新光製糖の、両社が持つ市場情報、商品開発ノウハウ、販売力等を総合的に利用することで、その土地の消費動向に則した新商品を迅速かつ継続的に開発・生産・販売する。さらに、当該新商品等について、ブランドを消費者への浸透度の高い日新製糖の「カップ印」に統一し、両社の販売チャネルを利用して販売促進に注力していく。</p> <p>こうした施策の展開により、平成 25 年度には当該新商品の売上高を当社の全売上高の 1.5% 以上とすることを目標とする。</p>	